

羽島市一般不妊治療助成事業について

保険外診療の一般不妊治療(人工授精)費に要する費用の一部を助成します。

《対象者》

助成対象者は、次のすべてに該当する方です。

- ①一般不妊治療開始時において妻の年齢が43歳未満であること。
- ②一般不妊治療開始時において法律上婚姻している夫婦であること。
- ③夫又は妻のいずれか一方又は両方が、羽島市の住民基本台帳に登録があること。
- ④産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科を標ぼうする医療機関にて治療をしていること。

《助成内容》

◎保険外診療の一般不妊治療に要した費用に対して、1年(3月から翌年2月まで)あたり、2月末までの対象治療費の本人負担額(保険適応外)の2分の1の額(千円未満切り捨て)を上限5万円まで助成します。

◎申請期間は助成を開始した診療日の属する月から継続する2年間です。助成開始月が年の途中となった場合でかつ1年目の助成額が5万円未満の場合には、3年目の申請ができます。ただし、1年目の12カ月に満たなかった残りの月数以内でかつ5万円に満たなかった額を上限とします。

※治療途中で羽島市に転入された場合は、羽島市に転入した時点の治療から助成対象とします。他の自治体等で助成を受けた場合は、助成を受けた額を対象費用から差し引きます。

※他自治体で助成を受けたことがある場合は、助成期間や金額が異なる場合があります。ご相談ください。

※助成を受けた夫婦に子どもが生まれた日以後、次の子どもを得るため再び助成金の交付を受ける場合には新たに2年間の助成を受けることができます。

《申請方法》

令和4年3月から令和5年2月診療分を年度内に

次の必要書類をそろえ、子育て・健幸課(保健センター)へ申請してください。

＜必要書類＞

- ①羽島市一般不妊治療費助成金申請書兼請求書(第1号様式)

記載例を参考に必要事項を記入してください。

※申請書の署名欄は夫婦がそれぞれ署名してください。

- ②羽島市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(第2号様式)

指定医療機関の主治医が記入したものです。

- ③一般不妊治療を受けた医療機関発行の領収書

②の書類に記載された領収金額と、領収書の金額が一致しているか確認してください(コピー不可)。

- ④戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書) 1回のみ

初回申請時に提出をお願いします。2回目以降の申請時は変更なければ不要です。

※3か月以内に発行されたものに限ります。

《お問い合わせ及び申請先》

羽島市役所 子育て・健幸課(保健センター) 電話 058-392-9937